

2012年  
12月15日

No.155

# さざなみ

〒520-2141  
大津市大江6丁目23-24  
浦谷貞子 気付  
**さざなみネット**  
(金融労連・全国金融産業労働組合滋賀分会)  
TEL・FAX 077-545-5154

## 大津財務事務所・滋賀労働局・大津労働基準監督署・滋賀県銀行協会へ要請 当面する「金融行政」・労働実態改善のための指導強化を

さざなみネットは、滋賀銀行従業員組合とともに、11月26日に近畿財務局大津財務事務所・滋賀労働局・大津労働基準監督署を、12月5日に滋賀県銀行協会を訪問し、要請行動を行いました。さざなみネットからは山崎書記長が参加しました。

この行動は金融労連が業界団体（全国地方銀行協会・第2地方銀行協会・全国信用金庫協会・全国信用金庫同友会・全国信用組合中央協会）や官庁（金融庁・厚生労働省）に対し行う要請行動とともに全国的に統一して行われているものです。

近畿財務局大津財務事務所と滋賀県銀行協会へは「当面の『金融行政』に対する要請」（要請文裏面）、滋賀労働局と大津労働基準監督署へは「金融機関の労働実態改善のための指導強化の要請」（要請文裏面）に基づき要請をしました。

景況感が相変わらず上がり、地元中小企業の業況や労働実態の悪化を反映して、活発な意見交換がなさ

れました。金融円滑化法が来年3月に期限を迎えるに当たり、中小企業者な



大津財務事務所での要請

などからの問い合わせに答えて、金融庁から「金融担当大臣談話—中小企業金融円滑化法の期限到来後の検査・監督の方針等—」が出されていますが、法律がなくなることによる金融機関などの対応に懸念があり、要請の趣旨を指導強化するよう要請しました。また、金融リスク商品の従業員へのノルマの実態・金融検査や年末時の従業員の健康管理やメンタルヘルス対策・労働安全委員会・パートタイマーの定年などについて具体的な問題を指摘、要請を行いました。

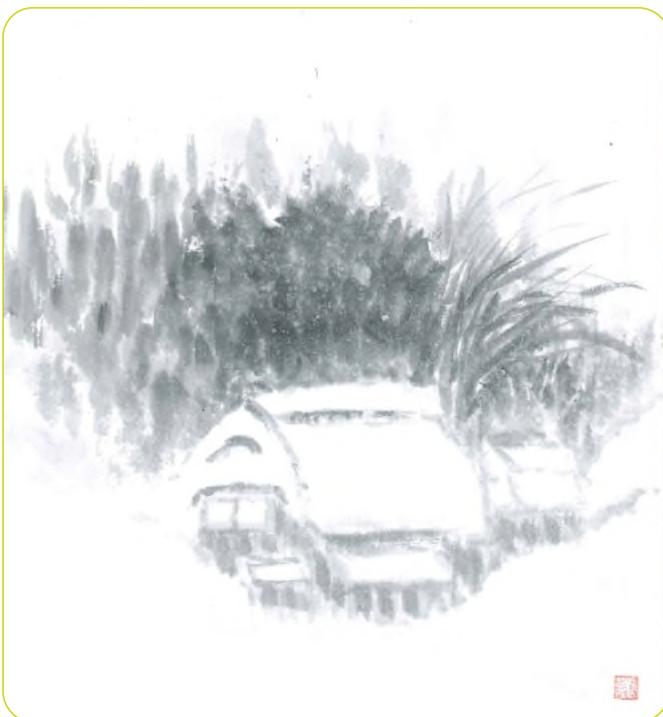
地域金融機関の社会的役割は大きく、その労働組合の役割が重要になっていることを実感しました。

### 職場の声

母の手術 休暇が取れず延期  
休暇が自由に取れる人員を



母が手術をしなければならなくなりましたが、職場で連休を取る人などがあり、休暇が取れず、手術の時期がずれてしまいました。  
母は結局手術後亡くなってしまいました。私としては予定通り手術をさせてやれなかったことを、いくら悔やんでも悔やみ切れません。  
何を言われても、思い切って休むことができなかったことなど、思い出して涙ぐんでしまう日々です。職場では人がどんどん減っています。私のような人が出ないように、人を増やして欲しいです。



岩波 美智子さん 画

近畿財務局  
大津財務事務所

御中

滋賀県銀行協会

御中



## 当面の「金融行政」に対する要請

金融行政での貴局（事務所）の日頃のご尽力に敬意を表します。

景況感が相変わらず上がらない中、金融円滑化法が来年3月で終了を迎えます。「景気が上向かず、売上の上昇が見込めない場合、さらなる経費削減により、返済原資をださねばならないが、経費削減も限界にきている」（東商・中小企業金融に関するアンケート）など、再々延長を求める声が中小商工業者から出されて来ています。

また、金融リスク商品の販売に力を入れる金融機関が増えており、顧客からの苦情も増加しています。金融審議会の「我が国金融業の中長期的な在り方に関するワーキンググループ」が5月にまとめた中間報告でも、「販売手数料等の獲得に重点をおいた営業姿勢ではなく、真の顧客満足の達成に営業の目標がおかれなければならない」と指摘しています。

つきましては、貴局（事務所）に対し次の通り要請するとともに、本庁にも意見具申されるよう要請いたします。

記

1. 厳しい状況に置かれている中小企業の経営支援のため、金融円滑化を図るよう指導を強めるとともに、円滑化法の再々延長も検討すること。
2. 金融円滑化法の終了を見越した、金融検査での条件変更先の「ランクダウン」などの改善を図ること。
3. 金融リスク商品については、無理な勧誘につながる従業員へのノルマ（目標）はやめさせ、金融商品取引法を遵守させること。
4. 金融機関の12月30日の休日化の実現に努力すること。

以上

滋賀労働局

御中

大津  
労働基準監督署

御中



## 金融機関の労働実態改善のための指導強化の要請

労働行政での貴局（署）の日頃のご尽力に敬意を表します。

公的年金の支給開始時期の延長に伴い2013年4月以降、60歳となる労働者は「無年金状態」が生じます。当該労働者の安心した暮らしを守るためにも、希望者全員の雇用の継続と安定した賃金の確保が喫緊の課題となっています。

職場のいじめ・嫌がらせ問題に関する円卓会議は2012年3月15日に「職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた提言」を取りまとめていますが、職場ではパワーハラが横行し、メンタルヘルス不全に陥る職員が後を絶ちません。

また、労働契約法が改正され、有期労働契約労働者への「雇止め法理」の法定化や期間の定めのあることによる「不合理な労働者条件の禁止」などが定められました。労働者派遣法の改正では、「派遣先の都合で派遣契約を解除するときに講ずべき措置」や「無期雇用への転換推進措置」「均衡待遇の確保」などが定められました。

金融機関の厳しい労働実態を改善し、働きやすい職場をつくるため、特に次の事項について監督・指導を強めていただきたく、要請いたします。

記

1. 早朝を含め賃金不払い残業に対する各金融機関への指導を一層強化すること。併せて、管内金融機関の業界団体に対し、適正な労働時間管理を行うよう指導通達を出すこと。
2. 管理監督者の範囲について、旧労働者通達（昭和52年2月28日基発第105号、同年12月27日基発第37号）に基づき、所謂「名ばかり管理職」に対して、時間外労働賃金を適正に支払うよう指導すること。
3. 金融機関の長時間労働は正のため、慢性残業・休日出勤の改善や休暇の取得促進を図るよう指導すること。
4. パワーハラスメントやメンタルヘルス対策を徹底するよう指導すること。
5. 「労働契約法」「労働者派遣法」の改正の趣旨を踏まえた指導を行うこと。
6. 2013年度からの「無年金時代」に対応した定年延長と、希望者全員の65歳までの雇用確保を行うよう指導すること。

以上